

「平成25年度第4回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」議事録

- 日 時 平成26年2月17日（月） 13時30分～15時00分
- 場 所 豊橋市上下水道局大会議室
- 出席委員 別紙「出席者名簿」参照
- 傍聴人 なし
- 事務局 5名

〔会議資料〕

◆次第

◆出席者名簿

- 【資料1】「地域生活」バス・タクシー運行事業（北部地区（石巻西川・賀茂地区、下条地区））の事業計画の変更について
- 【資料1-1】石巻・下条地域交通推進委員会の取組について
- 【資料2】「地域生活」バス・タクシー運行事業（南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の事業計画の変更について
- 【資料2-1】表浜地域公共交通推進委員会の取組について
- 【資料3】「地域生活」バス・タクシー運行事業（前芝地区）の新たな回数券の設定について
- 【資料3-1】しおかぜバス運営協議会の取組について
- 【資料4】豊鉄バス「レイクタウン線」の運賃改定について
- 【資料5】豊橋市地域協働推進事業計画(案)
- 【参考資料1】「地域生活」バス・タクシー運行事業の利用状況の推移
- 【参考資料2】「地域生活」バス・タクシー運行事業(南部地区（細谷・小沢地区、高豊地区））の変更後の運行内容
- 【参考資料3】地域協働推進事業費補助金の創設について
- ・豊橋市地域公共交通活性化方策（豊橋市地域公共交通総合連携計画）（概要版）

議 事

1. 開会

- ・本日の議事録署名者として2名の委員が指名された。
- ・今回の議事の内容あるいは進行過程の中で、非公開事項に関するところがあるかどうかの確認がされた。（非公開事項に関する事項はなし）

2. 協議事項

(1) 「地域生活」バス・タクシー運行事業（北部地区（石巻西川・賀茂地区、下条地区））の事業計画の変更について

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業（北部地区（石巻西川・賀茂地区、下条地区））の事業計画の変更について資料1に基づき説明が行われた。
- ・オブザーバーより、地域運営団体の取組内容などについて、資料1-1に基づいて説明が行われた。

（オブザーバー）

- ・平成25年度の取組について説明する。柿の里バス支援会員制度を継続している。平成24年度の会員数は180名程度であったが、平成25年度は94名に減少した。
- ・平成25年3月22日に利用者が1万人に達したことを記念して、平成25年5月1日から31日に抽選番号を記載した「柿の里バスラッキーカード」を発行し、抽選により当選された方に粗品を進呈するキャンペーンを実施した。
- ・平成22年10月運行開始から3周年となったことを記念して、平成25年10月1日から12月27日に「キャンペーンカード」を8枚集めた方に粗品を進呈する「柿の里バス3周年記念キャンペーン」を実施した。
- ・「柿の里バスニュース」を地域の自治会の協力を得て回覧・配布を行っており、平成26年1月号を含めると通算26号発行した。「柿の里バス」の利用者や地域の皆様の生の声を届けるという目的で実施している。今までの「柿の里バス」を利用する主な目的は通院、買い物であったが、現在はレジャーを目的とした利用が広まってきたと感じる。
- ・柿の里バスの利用者は70歳以上の女性の方が約8割以上を占めている。小学生や幼稚園児にも利用していただこうと働きかけを行っているところである。
- ・6校区全戸配布を行っているが、それとは別に、ダイヤや運賃体系などの運行内容を記載したパンフレットを昨年10月に発行した。
- ・豊橋まつりへ出かける人たちの移動手段を確保するために柿の里バスを臨時運行したが、雨のため利用者が少なくなってしまった。
- ・平成26年度は前述のとおり、支援会員が減少しているため、支援会員を広く募集し、多くの応援団を確保していきたい。また、多くの方に柿の里バスに興味を持って利用していただく為に「柿の里バス1万人達成キャンペーン」や「柿の里バス3周年記念キャンペーン」と同様のキャンペーンを実施していきたい。「柿の里バスニュース」に関しても、地域の方の生の声を届ける為にも今後も継続して発行していく予定である。

(質疑等)

(委員)

・豊橋まつり当日の臨時運行は、どのような運行内容か。

(オブザーバー)

・臨時運行は石巻中山・和田辻東間を運行した。和田辻東で豊鉄バスの路線に乗り継いで餌指橋で下車し、徒歩で来場できるようにした。午前は上り便、午後は下り便を多く設定し、上下各4本設定した。

・天候に恵まれず利用者は少なかったが、次年度以降も同様の取組を実施し高齢者だけでなく、子供も乗れるバスにしていきたいと考えている。

・議長から、議案1について諮ったところ、全会一致で承認された。

(2)「地域生活」バス・タクシー運行事業(南部地区(細谷・小沢地区、高豊地区))の事業計画の変更について

・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(南部地区(細谷・小沢地区、高豊地区))の事業計画の変更について資料2に基づき説明が行われた。

・オブザーバーより地域運営団体の取組内容などについて、資料2-1に基づいて説明が行われた。

(オブザーバー)

・平成24年8月に表浜乗合タクシーの運行計画の策定の参考にするために、細谷・小沢校区、高豊校区全戸を対象に表浜地域に適した公共交通に関してアンケート調査を行った。その結果を参考に運行ダイヤやミーティングポイントの検討を行ってきた。

・運行内容等を記載したパンフレットを作成し、全戸を対象に配布した。配布に合わせて地域住民に対して町単位で説明会を行った。

・平成25年9月28日に高豊地区市民館において出発式を行った。当日は佐原市長、運行事業者をはじめ、多くの方々に参加頂いた。

・運行開始後の平成25年12月に「愛のりくん」に関するアンケートを行った。

・平成26年度の取組は、利用促進策の実施について役員会、推進委員会で協議しており、パンフレットの作成や、北部地区のように利用実態に関する記事などを掲載した新聞の発行、PRチラシの作成などを行いたいと考えている。

・運行内容の検証が必要であるので、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の助言を頂きながら、利便性の高い、表浜地域の公共交通にしていく所存である。

(質疑等)

(委員)

・南部地区全体の利用登録者数は何人か。また、実利用者数は何人か。

・今回の事業計画の変更は利便性が向上する内容であり、利用者にとっては、利用する便の選択肢が増加することは良いことであるが、事業計画の変更の際に参考にしたデータが利用

者登録者を対象としたアンケート調査であるため、現在の利用者が他の便や他の曜日に移行するのみで、総利用者数は増加しないことも考えられる。

そこで、今回の事業計画の変更で得られる効果をどのように見込んでいるのか。

・運行方法の変更で、今まで設定していた A から F の運行順序を廃止するということであるが、この理由は利用実態が 1 人または 1 グループの利用であることからか。また、乗合が生じていることを前提とした場合、同一の便に逆方向の申し込みがあった場合は事業者の判断に任せるのか、事業者との取り決めがあるのか。

(事務局)

・利用者登録者数は、平成 26 年 1 月 31 日時点で 236 世帯、551 人である。
・今回の変更の際に参考にしたアンケートの対象である利用者登録者は、愛のりくんを利用したいという意思のある方と考えており、まずはこの方々の利用を考えていくのが大事なのではないかと考えている。アンケート結果によると、登録者 551 人のうち 20 人が利用したことがあり、利用していない 531 人の方に利用していただけることを考え変更を行った。
・愛のりくんは運行ダイヤが設定されており、変更後も基本的には現行の運行順序で運行する。もし、運行順序から極端に逸脱する場合は公平に対応していただくことになると考えられる。

(委員)

・現状で運行順序に反する利用はあるか。

(事務局)

・現時点ではそのような利用は発生していない。

(委員)

・運行順序に関する委員の指摘は重要なポイントと思う。臨機応変な運行が事業者だけの責任とすることは異論があるので一考の余地を残しておいてほしい。
・あらかじめ想定できるケースに関しては豊橋市地域公共交通活性化推進協議会で決めておきたいと考えている。

(事務局)

・現在の運行順序が最も合理的なものであり、事業計画の変更後も基準になる。ただ、運行順序の設定により禁止されていた運行方向の逆方向への利用は現時点ではないが、逆方向への利用が発生した場合には、先に逆方向の旅客を迎えに行くこともあると考えられる。

(委員)

・利用状況には様々なケースが考えられるので、発生しうるケースに関する対応方法について相談にのっていただきたい。

(事務局)

・承知した。

(委員)

・ブロックの変更や行き先の設定はアンケート結果を反映して決めたのか。
・運行区域外に設定したミーティングポイントに利用者は満足しているのか。

(事務局)

- ・アンケート結果では細谷・小沢校区は「運行本数の見直し」、高豊校区では「運行日の見直し」をしてほしいという回答が多く、今回の変更計画に反映させた。また、細谷・小沢校区ではイオン豊橋南店への運行の希望がありそれを反映させるよう新たなシステムを設定した。
- ・目的地は細谷校区では二川駅、小沢校区では二川駅、イオン豊橋南店、高根校区では芦原駅、豊南校区では大清水駅であるが、それぞれの地域でおおむね理解をいただいている。

(委員)

- ・アンケート調査に運賃に関する設問はあったのか。

(事務局)

- ・アンケートの項目には直接運賃に関する設問はないものの、利用しなかった理由として運賃と回答した人がいたが、その割合は高くなかった。利用しなかった理由として回答が多かったものは「自家用車による移動ができるから」、「利用したい曜日に運行していないから」、「利用したい時間帯に運行がないから」であり、少数であるが「行きたい所へ運行していないから」という回答があった。

(委員)

- ・事業計画の変更により運行本数や運行日を増加させることで、委託費は変動するのか。

(事務局)

- ・現在の運行率が19.4%であるため、設定する運行本数を増加させても予算を超過しないという想定のもとで変更を行う。

(委員)

- ・事業者には実際に運行した回数に応じて委託費を支払う契約になっているのか。

(事務局)

- ・予約がない便は運行しない仕組みであり、設定した全ての便を運行することは不可能である。他都市のデマンドの事例では設定したすべての便を運行していない。当初は安全率を見て想定される運行率を高めに設定していたが、現状の実績を踏まえて安全率を見た上で運行率の想定を引き下げ、今回の変更に至った。

(委員)

- ・利用状況によってはさらに運行本数の増加は可能であるか。

(事務局)

- ・設定した便がすべて運行すると対応できなくなる。

(委員)

- ・運行率の想定はどの程度か。

(事務局)

- ・変更後の運行率は50%を想定している。

(委員)

- ・「愛のりくん」の運賃は、豊鉄バスの路線バスの運賃に置き換えるとどの程度であるか。

(委員)

・原則2 kmまでが初乗り運賃の160円となるので、5 kmぐらいで300円程度の運賃となる。

(委員)

・運賃500円の運行距離はどの程度か。

(委員)

・運行距離約10 kmで500円程度である。

(委員)

・「愛のりくん」の運賃が安すぎて申し訳ないということで、利用が少ないのかと思った。

(事務局)

・利用しない理由として運賃と回答したのみで、運賃が高いか安いかに関しては把握できていない。

・議長から、議案2について諮ったところ、全会一致で承認された。

(3)「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区)の新たな回数券の設定について

・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区)の新たな回数券の設定について資料3に基づき説明が行われた。

・オブザーバーより地域運営団体の取組内容などについて、資料3-1に基づき説明が行われた。

(オブザーバー)

・平成25年2月にしおかぜバス運営協議会を設立し、月に1回のペースで会議を開催し、運行経路、ダイヤ、停留所設置等の調整を行ってきた。

・パンフレットを平成25年9月に約3,000部作成し、前芝校区全域、津田校区の沿線全戸に配布した。

・平成25年9月28日にしおかぜバス出発式を開催した。佐原豊橋市長を始め、約60名の方に出席いただいた。

・平成26年1月に利用の伸び悩む川崎町、清須町、日色野町にチラシの配布を行った。

・平成26年1月21日~23日に利用実態調査を行い、利用者約100名からの回答を得た。自由意見の中で「運転手が優しいので有難い」、「しおかぜバスが運行されるようになって有難い」という意見があったが、最も多かったのは「土曜日、日曜日にも運行してほしい」という意見であったため、検討していきたいと考えている。

・平成26年度は、パンフレットの発行など、しおかぜバスのPRの方法に関して模索していきたい。

・運行内容の検証、運行計画の変更の検討も行っていきたいと考えている。

(質疑等)

(委員)

・乗りこぼしが発生していることに関して何か対策はあるか。乗りこぼしの状況を教えてほしい。

(事務局)

・乗りこぼしは月に約8回発生している。乗りこぼしのない運行が適切であると考えているので来年度に向けて適切な対応策を検討していきたい。

・参考資料1の利用者数は平成25年4月からの廃止代替バスの利用者数でそれと比較するとしおかぜバスの方が多い状況であるが、しおかぜバスの利用者数と名鉄バス東部の運行時の利用者数を比較すると減少している。

・しおかぜバスは1日平均35～40人程度利用者がおり、以前の名鉄バス東部の路線では梅敷・清須間の乗降者数は平成21年から23年の平均で1日当たり124人であった。

(委員)

・1日の利用者数が124人から35人になったのか。

(事務局)

・しおかぜバスは運行する時間が短いため、通勤を目的とした利用がされないことが原因だと考えられる。

(委員)

・乗りこぼした利用者に対してタクシー車両の配車はできるのか。また、利用者の不満はないのか。

(事務局)

・1カ月に約8回の乗りこぼしにはタクシー車両により対応をお願いしている。利用者の乗りこぼしに対する不満に関しては対応を検討していく必要があると考えている。

(委員)

・タクシーの配車はどの程度時間を要するのか。

(事務局)

・乗りこぼしの発生する場所や時間帯にもよるが、15分程度の時間を要していると聞いている。

(委員)

・高洲営業所から配車するので15分はかからない。タクシーを呼んでお待ちいただく程度の時間で配車できている。

(委員)

・乗りこぼしへの不満が出ない程度で対応しているということか。

(委員)

・運行地域に最も近い営業所を有する事業者として最大限努力している。

・議長から、議案3について諮ったところ、全会一致で承認された。

(4) 豊鉄バス「レイクタウン線」の運賃改定について

・委員より豊鉄バス「レイクタウン線」の運賃改定について、資料4に基づき説明が行われた。

(委員)

・レイクタウン線は豊鉄バス(株)が運行する協議路線である。4月以降の消費税が5%から8%に変更されるため、増税分を転嫁することについて協議していただく。大人の初乗り運賃を160円から170円とし、小人については80円から90円とする。ただし、営業キロ1km以内の区間は運賃を100円に設定しており、従前通り100円に据え置く。回数券及び元気バスについては転嫁する。

運行は豊橋南プラザ、大清水駅を經由して、レイクタウン、レイクヒルズを運行する循環路線である。100円以外の区間は160円の均一運賃であり、今回の変更で160円の区間を170円とする。

・現行の通勤定期は1ヵ月7,150円のところ3ヵ月20,370円、6ヵ月38,580円、通学定期は1ヵ月5,870円、3ヵ月16,740円、6ヵ月31,700円である。変更後の通勤定期は1ヵ月7,350円のところ3ヵ月20,950円、6ヵ月39,680円、通学定期は1ヵ月6,040円、3ヵ月17,220円、6ヵ月32,610円である。変更後の金額は、現行の定期運賃に消費税の増税分を転嫁したものである。このほかに企業定期等があるが、現行の金額に消費税増税分を転嫁した金額となる。

・変更時期は平成26年4月1日を予定している。

(質疑等)

・なし

・議長から、議案4について諮ったところ、全会一致で承認された。

(5) 豊橋市地域協働推進事業計画の策定について

・事務局より豊橋市地域協働推進事業計画の策定について資料5に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・豊橋市地域公共交通活性化方策の取組期間は平成27年度までであり、地域公共交通の利用者数1741万9千人の現状維持を目指すとされている。また、利用者数の予測値として16,203人と記載されている。しかし、利用者数の推移をみると、既に現状維持できていない。

・豊橋市地域公共交通活性化方策には平成28年度まで数値計画が書かれておらず、豊橋市協働推進事業計画のみに平成28年度の数値目標が記されている。目標値の利用者数1741

万9千人を目指すのか、予測値の1620万人を目指すのかを明確にし、目標を達成するために何ができるのかを豊橋市地域協働推進計画に記載しなければならない。様式5に記載された今後3年間に実施する事業を提案されたということと理解するが、これに対してできることを考えていただきたい。

・資金が必要な事業は別紙2に記載されているが、補助金の交付には50万円以上の規模の事業であることなどが条件となり、条件を満たせば国の要綱では経費の1/2の補助金の交付を受けることが可能であるがしっかりと取組む旨を記載するとよいと思う。地域運営団体の方が出席されているが、別紙1に記載の事業は市の事業であり、利用者や住民の立ち位置が分かりづらい。必ずしも資料への記載がなくてもよいが、事業の実施方法について豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の中で意見を交わすことが望ましいと思う。

・豊橋市地域協働推進事業計画の申請を受ければ、必要項目を満たしていれば認定は行う。しかし、事業実施により一定の成果がなくても補助金の査定に影響を及ぼす可能性はないが、事業評価において指摘を受ける可能性がある。豊橋市地域公共交通活性化方策の事業計画に反映できると平成28年度の事業を組みやすくなる。

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されると、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会が主体となって実施することを明確にする必要があるので、豊橋市地域公共交通活性化方策に基づいて計画の事業を実施するということを明確化することが望ましい。

(委員)

・事業に要する経費が50万円以上で補助金が交付されるとのことだが、別紙2に記載された事業はすべて50万円以下であるが問題はないか。

(委員)

・すべての事業に要する経費の合計が50万円以上になればよい。

(委員)

・地域公共交通の利用者が減少してきており、目標である現状維持との利用者数の差を埋める努力をどのように行うかということか。

(委員)

・事業内容について議論していただきたいということである。

(委員)

・結果的に目標に達しない場合は、補助金は交付されないのか。

(委員)

・参考資料3に記載の地域協働推進事業費補助金は利用促進等の事業に対して補助金を交付するとともに、地域間幹線系統等の補助条件の緩和を受けることが可能である。利用促進を行えば基本的に収入が増加すると想定しており、それに伴い補助金額は減少するので、その

分フィーダー系統の補助金を交付できる可能性があり、現在補助対象外である東部東山線やレイクタウン線についても、新規性の要件はこの事業に取組むことにより緩和され、他の要件を満たせば新たに補助対象となる可能性もある。ただし、この補助は努力した結果により認められるものであり、取組内容によっては運行費の補助として査定を受けることも考えられる。

- ・全国的に連携計画を軸にしている自治体が多数あるため、地域協働推進事業費補助金も取り合いになると思われる。来年度は事業の成果をある程度把握できるため、それによって査定される可能性がある。

- ・地域が主体の取組は補助金とは別に表彰の対象となる可能性もある。

(委員)

- ・地域間幹線系統のバスに対してはこの事業内容で功績があると評価されるのか。

(委員)

- ・豊橋駅前を目的としている路線であるので、豊橋市が実施するメリットが大きいですが、新豊線などの地域間幹線系統を路線単位でみると豊橋市のみでいいのかという話になる。

(委員)

- ・例えば豊橋市と田原市が一緒に事業を行うのか。

(委員)

- ・他市と協力して事業を実施すると効果が出るのかが分からない。今のところ他市と協力して実施するのか、豊橋市内の沿線自治会と市で実施するのか書かれていないので、この協議会で決めればよい。他の自治体との協働の有無で補助金額は変動しない。

(委員)

- ・積算の基礎の内容が必要ということか。

(委員)

- ・地域間幹線系統は複数の自治体に関わるため豊橋のみで目標を達成することが難しい。豊橋市内区間での利用者数は把握できないので、どのように捉えるのかということになる。

- ・別紙1に記載の事業を事務局は提案したが、内容について協議会で議論していただきたい。これらの事業は全国的に実施されていることであり目立たない。豊橋市の頑張りをPRすることが表彰制度にもかかわるので、別紙1についてもう少し議論をしていただくとよいと思う。

(委員)

- ・例えばこれまでは豊橋市のみのマップであったが、田原なども含めたマップを作成するというようなことか。

(委員)

- ・そのようなマップの需要の有無はわからないがそういった議論が必要ということである。

(委員)

- ・補助金の交付に期限はあるか。

(委員)

・地域協働推進事業計画を3年分策定いただいたうちの2年分は補助金が交付される。ただし、運行経費補助金に係る交付条件の緩和は制度がなくなるまで続く。

・地域間幹線系統については収入が上がることを前提としているため、過去5年において収入の減少により補助対象外となった路線を救うことができる。輸送量15人という要件があるが輸送量15人を下回った場合でも、地域協働推進事業に取り組み、輸送量を15人以上にするという目標を掲げて頑張れば、申請ができる。ただし、幹線に関しては2年または3年の時限的な制約があるがフィーダー系統に関しては期限はない。

- ・議長から、議案5について諮ったところ、議案のとおり全会一致で承認された。

4. その他

(意見等)

- ・なし

- ・閉会の挨拶があり、会議は終了した。

以上、議事の正確を証するため署名押印する。

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員

⑩

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員

⑩